

は し が き

令和2年度税制改正は、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行うものとされています。また、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子供に対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行い、国際課税制度の見直しや納税環境の整備等も行うこととされています。

法人税関係の改正に関しては、連結納税制度が「グループ通算制度」になることが一番大きな改正点ということになります。ただし、この改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとされていますので、直ぐに対応が必要となるというわけではありません。また、子会社配当の非課税と子会社株式の譲渡を組み合わせた「租税回避」に対応する措置として設けられた特定関係子法人株式の帳簿価額の切下げ制度の創設も注目される改正となっています。

消費税関係では、現在、争訟中の事件が複数存在する仕入税額控除制度について、居住用賃貸建物を仕入事業年度から3年間に課税賃貸用に供した場合及び譲渡した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する改正などが行われます。

所得税関係では、NISAについて、2階建ての新NISAを創設して1階部分はつみたてNISA類似（非課税期間は5年間）、2階部分は一般NISA類似のものとする改正とともに、未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用することとする改正が注目される改正で、特に、この後者の改正は、社会的にも意義のある改正と評価されるものとなっているように思われます。

資産税関係では、所有者不明土地等に係る固定資産税の措置及び配偶者居住権について対価を得て合意消滅した場合の譲渡所得の取扱いが注目される改正になっているように思われます。

令和2年度税制改正は、その概要を大まかに述べると以上のとおりですが、政省令や通達まで見なければ取扱いがよく分からないものがありますので、同改正の適用があると思われるものがある場合には、必ず、これらの内容まで確

認をするようにしてください。

なお、本書は、「令和2年度税制改正の大綱」(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき起稿し、改正法律案に示された改正規定を追記する等によって作成しています。

本書が皆様方の日々の実務に少しでもお役に立つようであれば、幸いです。

最後に、本書の刊行にご助力を賜りました清文社の宇田川真一郎氏に編著者を代表して御礼を申し上げます。

編著者を代表して

日本税制研究所 代表理事 朝長英樹
税理士 竹内陽一